


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{エイコウ} 株式会社 莫弘エンジニアリング
 住所 〒586-0025 河内県野市昭業町3-55
 代表者氏名 代表取締役 関野雄二 
 電話番号 TEL 0721-53-0781
 FAX番号 FAX 0721-53-0782
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 株式会社 英弘エンジニアリング
氏名又は名称 〒586-0025 河内長野市昭栄町3-55
住 所
代表者氏名 代表取締役 関野雄二



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	エヒロ 株式会社 英弘エンジニアリング		
住 所	〒586-0025 河内長野市昭栄町3-55		
フリガナ 代表者の氏名	セキノユウジ 代表取締役 関野雄二		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者 役員選任	北野 純治	関野 雄二 ヒロオ 北野 洋生	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 英弘エンジニアリング

住 所

〒586-0025 河内長野市昭栄町3-55

代表者氏名

代表取締役 関野雄二



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府河内長野市昭栄町3番55号
株式会社英弘エンジニアリング

会社法人等番号	1201-01-033533	
商号	株式会社英弘エンジニアリング	
本店	大阪府河内長野市野作町14番13号向井ビル 301	
	大阪府河内長野市昭栄町3番55号	平成17年 4月25日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和56年6月26日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築設備工事及びメンテナンス業 2. 電気工事業 3. 水道工事業 4. 家庭用電気製品の販売及び修理業 5. 一般管工事業、冷暖房設備工事業、給排水衛生設備工事業、配管工事業、機械器具設置工事業、一般土木建築業及びそれらの設計施工業 6. 前記各号に附帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	8000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2000株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月19日登記</div>	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 北野 純治	平成27年 7月29日重任
		平成27年 8月26日登記

大阪府河内長野市昭栄町3番55号
株式会社英弘エンジニアリング

	取締役 北畑英樹	平成27年 7月29日重任
		平成27年 8月26日登記
	取締役 北畑十思子	平成27年 7月29日重任
		平成27年 8月26日登記
	取締役 関野雄二	平成31年 1月11日就任
		平成31年 1月11日登記
	取締役 北野洋生	平成31年 1月11日就任
		平成31年 1月11日登記
	大阪府岸和田市尾生町三丁目25番2号 代表取締役 <u>北野純治</u>	平成27年 7月29日重任
		平成27年 8月26日登記
		平成31年 1月11日辞任
		平成31年 1月11日登記
	奈良県葛城市南道穂171番地5 代表取締役 関野雄二	平成31年 1月11日就任
		平成31年 1月11日登記
監査役 上田治子	平成25年 7月29日重任	
	平成25年 8月 9日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月19日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月19日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年12月 7日移記	

大阪府河内長野市昭栄町3番55号
株式会社英弘エンジニアリング

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 元年10月15日

大阪法務局富田林支局

登記官

木 村 孝



株式会社英弘エンジニアリング

定 款

会社設立 昭和 56 年 6 月 26 日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は 株式会社英弘エンジニアリング と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築設備工事及びメンテナンス業
2. 電気工事業
3. 水道工事業
4. 家庭用電気製品の販売及び修理業
5. 一般管工事業、冷暖房設備工事業、給排水衛生設備工事業、配管工事業、機械器具設置工事業、一般土木建築業及びそれらの設計施工業
6. 前記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府河内長野市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数および額面株式の1株の金額)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、8,000株とする。

2) 当社の発行する額面株式の1株の金額は、金500円とする。

(株式の記名式および株式の種類)

第 6 条 当社の株式は、すべて記名式とし、且つ額面にて発行する。株券は

1株券、10株券、50株券、100株券、200株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 8 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 2) 譲渡による株式の取得には、株券
- 3) 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面および株券

(質権の登録および信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 10 条 株券の分割、併合、汚損などの事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2) 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 11 条 前 9 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

- 第 12 条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。
- 2) 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止しまたは基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

- 第 13 条 当社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときもその事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(召 集)

- 第 14 条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを召集する。

(議 長)

- 第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

(決 議 方 法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取 締 役 ・ 監 査 役 ・ 代 表 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(取締役および監査役の員数)

第 17 条 当社の取締役は 3 名以上、監査役は 1 名以上とする。

(取締役および監査役の選任)

第 18 条 当社の取締役および監査役は、株主総会において議決権のある発行済み株式の総数の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役および監査役の任期)

第 19 条 取締役の任期は就任後 2 年以内、監査役の任期は就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

3) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の召集)

第 20 条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2) 取締役会の召集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社に、社長 1 名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2) 社長は、当社を代表する。

3) 社長のほか、取締役会の決議により、第 1 項の役付取締役の中から当社を代表すべき取締役を定めることができる。

(業務執行)

- 第 22 条 社長は、当会社の業務を統括し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。
- 2) 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報 酬)

- 第 23 条 取締役および監査役の報酬は、取締役と監査役に区分して、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(営 業 年 度)

- 第 24 条 当会社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(利 益 配 当)

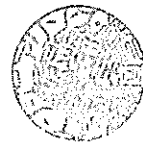
- 第 25 条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または質権者に対して支払う。
- 2) 利益配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

本定款は、現行定款の写しに相違ありません。

令和 / 年 / 月 20 日

大阪府河内長野市昭栄町3番55号

株式会社英弘エンジニアリング
代表取締役 関野雄二



年 月 日

水道事業者 殿

(店舗・営業所) の名 称 株式会社英弘エンジニアリング

住 所 河内長野市昭栄町 3-55

氏 名 代表取締役 関野 雄二



遅延理由書

このたび、指定給水装置工事事業者指定事項を（ 変更・~~廃止~~）し、遅滞なく届出をしなければならないところ、事務手続きの不手際のため、本日まで遅延しましたことは、誠に申し訳ありません。

今後は法令を遵守し、再びこのようなことがないように、十分に注意いたしますので、今回に限り、よろしくお取り計らい願います。